

# 日野川用水土地改良区だより

(題字 美濃美雄理事長書)

発行者 日野川用水土地改良区  
(水土里ネット日野川用水)  
第23号 令和元年5月



▲日野川用水第2発電所内部（越前市向新保町）

## CONTENTS

- ◆ 第28回通常総代会 ..... 1～2
- ◆ 平成31年度予算・平成29年度決算のあらまし ..... 3
- ◆ 管理課だより ..... 4～5
- ◆ 土地改良区からのお知らせとお願い ..... 6～7

～ありがたい水の恵み 日野川用水～



水・太陽・人の和

日野川用水土地改良区

〒915-0056

福井県越前市向新保町 45-66

電話 0778-21-3311/FAX 0778-21-3312

URL <http://www.hinogawa.com/>

E-mail : [info@hinogawa.com](mailto:info@hinogawa.com)

## 第28回 通常総代会

～平成31年3月28日サンドーム福井に於いて～

### ◆理事長あいさつ

本日は、日野川用水土地改良区の第28回通常総代会を開催しましたところ、総代の皆さまには大変お忙しいところご出席くださいましてありがとうございます。また、ご来賓の皆様には、年度末のお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。



▲理事長 美濃 美雄

皆様方には平素より、当土地改良区の事業運営など業務全般にわたりご指導、ご支援をいただいておりますこと心よりお礼申し上げます。皆様もご存知のように、5月1日に施行される新元号が4月1日に発表されます。平成は、日野川用水地区の基盤が築かれた時代でもありました。新たな時代を迎えるにあたり、平成に感謝するとともに、平成に築かれた資産を来たる新たな時代に引き継ぐのが我々の責務と思っております。

さて、私どもに最も身近な、土地改良法を一部改正する法律が昨年6月8日に公布され、今年4月1日より施行されることとなりました。改正の背景としましては、組合員の高齢化、土地持ち非農家の増加などにより、土地改良施設の維持管理や更新などが適切に行えなくなるおそれがあることから、土地改良区の事業運営体制を見直すものであります。当土地改良区では、すでに五年前から複式による会計処理を導入し、事業運営の健全化に努めているところですが、法の一部改正により、より一層、施設の適切な維持管理を行い、安定した日野川用水の供給に努めてまいります。

また、平成27年度より整備を進めてまいりました、日野川用水第2発電所につきましては、予定より若干遅れ3月1日より稼働を開始しました。なお、平成31年度ではほぼ完了する運びとなりました、水管理機器等を更新整備する県営事業の土地改良区負担金約1億円余りも、組合員への新たな賦課なく、小水力発電事業収入にて負担することができます。

つぎに、本土地改良区の平成30年度賦課金徴収状況につきましては、現時点で経常賦課金が99.9%、特別賦課金99.7%の徴収率となっております。今後も、この数字にあぐらをかかず、努力してまいります。

また、今年は昨年のお大雪が信じられないほど、積雪がなく春先の用水不足が心配されますが、日野川用水地区の用水源であります柘谷ダムの貯水率は、すでに満水となっております。

本日の総代会においては、冒頭に申し上げたように、土地改良法の改正にとともなう定款、規約等の諸規程の改正、さらには国の小水力発電事業の取扱い基準の改正も踏まえた平成30年度補正予算、平成31年度当初予算についての審議をお願いします。

皆様には、慎重なるご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますことをお願い申し上げます。

## ◆通常総代会開催

平成31年3月28日サンドーム福井において、第28回通常総代会を総代85名中72名の出席を得て開催致しました。

開会にあたり、美濃美雄理事長が挨拶し、続いて来賓の福井県知事（代理 木戸敏浩 農村振興課長）に御祝辞をいただきました。

議長に鯖江市下新庄 真田 権右衛門 氏を選出し、議事に入り提出議案13案件について審議・採決を得て、いずれも原案どおり可決決定されました。



▲議長（真田 権右衛門 総代）

## ■議案

- 報告第 1号 平成30年度 事業報告
- 議案第 1号 土地改良法の改正に伴う定款の一部改正について
- 議案第 2号 土地改良法の改正に伴う定款附属書 総代選挙規程の制定について
- 議案第 3号 土地改良法の改正に伴う定款附属書 役員選任規程の一部改正について
- 議案第 4号 土地改良法の改正に伴う規約の一部改正について
- 議案第 5号 土地改良法の改正に伴う役員報酬並びに役員及び総代等の費用弁償に関する規程の一部改正について
- 議案第 6号 小水力発電事業取扱い基準の改正に伴う積立計画及び積立金管理運用規程の一部改正について
- 議案第 7号 平成30年度 一般会計及び特別会計収支補正予算について
- 議案第 8号 平成31年度 事業計画並びに一般会計及び特別会計収支予算について
- 議案第 9号 平成31年度 組合費の賦課及び納期限について
- 議案第10号 平成31年度 取扱金融機関の指定について
- 議案第11号 平成31年度 積立金繰替運用について
- 議案第12号 平成31年度 地区除外決済金について
- 議案第13号 平成31年度 地区加入金について

※議案第11号は一般会計・特別会計に資金不足が生じた場合に積立金（地区除外決済金、維持管理基金）より繰替えて運用するものです。



▲福井県知事代理 木戸農村振興課長



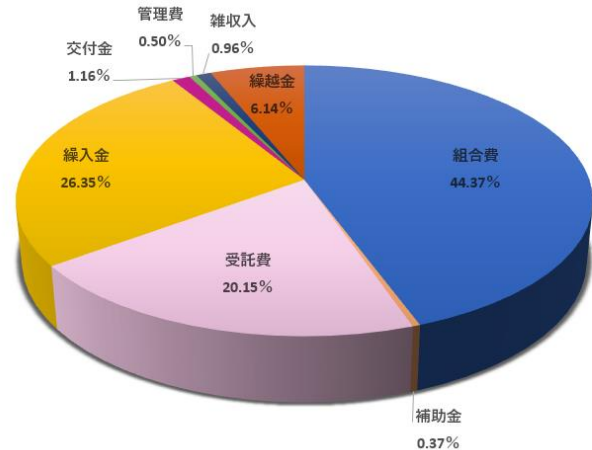
▲採決の様子



# 平成31年度予算のあらまし

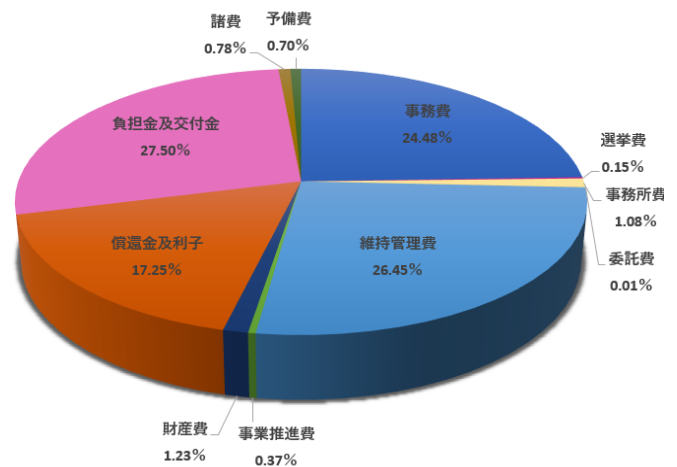
## ■ 一般会計 収入の部

組合費	108,330
補助金	910
受託費	49,207
繰入金	64,327
交付金	2,840
管理費	1,208
雑収入	2,345
繰越金	15,000
合計	244,167



## ■ 一般会計 支出の部

項目	予算額 (千円)
事務費	59,777
選挙費	372
事務所費	2,650
委託費	10
維持管理費	64,582
事業推進費	900
財産費	3,000
償還金及利息	42,135
負担金及交付金	67,140
諸費	1,900
事業費	0
予備費	1,701
合計	244,167



## 特別会計

- ・ 地区除外決済金 61,194,000円
- ・ 維持管理基金 32,853,000円
- ・ 退職給与積立金 32,241,000円
- ・ 小水力発電事業 81,420,000円

# 平成29年度決算のあらまし

## ■ 一般会計 収入の部

項目	決算額 (円)
組合費	109,388,550
補助金	119,990,000
受託費	48,028,000
繰入金	40,458,600
交付金	6,891,288
管理費	1,208,000
雑収入	983,915
繰越金	15,545,124
合計	342,493,477

## ■ 一般会計 支出の部

項目	決算額 (円)
事務費	50,830,505
事務所費	1,672,385
維持管理費	67,707,584
事業推進費	594,180
財産費	3,600,000
償還金及利息	42,411,224
負担金及交付金	19,253,685
諸費	679,683
事業費	147,000,000
合計	333,749,246

一般会計繰越額 8,744,231円

(※本土地改良区は決算総代会が7月開催の為、平成29年度の決算を掲載しましたのでご了承下さい。)

## 管理課だより

### ◆ 榎谷ダムの貯水状況について

今年の冬は、昨年との記録的な大雪とは対照的に、降雪が記録的に少なく、一級河川日野川をはじめ支線河川の水量が少ない状況となっています。

榎谷ダムの貯水状況につきましては、ダム管理事務所の細やかな貯水管理により、3月の時点ですでに満水となっております。

しかし、少雪の影響により受益地全体の水資源が乏しくなることは明らかであり、毎年5月と6月の梅雨時期の降雨量は非常に少ない傾向であることから、早い時期に榎谷ダムの放流が必要になる可能性もありますので、日野川用水の節水にご理解とご協力をお願いします。今年も組合員の皆様が安心して実りの秋を迎えられますよう、ダム管理事務所との連携をより一層深めて、安定した用水の供給に努めて参りたいと思います。



▲ 榎谷ダム（堤体）



▲ 榎谷ダムの様子（満水位）

組合員の皆様には、それぞれの地区において計画的な用水配分や圃場毎のブロックローテーション等による用水管理を強化し、日野川用水の節水に努めていただきたいと思います。なお、用水管理や用水配分及び地元説明等について、ご相談・ご意見・ご要望がありましたら、お気軽に管理課までお問い合わせ下さい。

### ◆ 施設の維持管理報告

#### <施設の維持管理>

平成30年度は、用水供給に支障を与えるような、特に大きな災害等はありませんでしたが、安定した用水供給のために適切な施設の維持管理を実施しました。



▲ 八乙女頭首工取水口土砂撤去



▲ 調整槽排泥作業

## ◆小水力発電事業 【20年間固定買取制度適用事業】

### <日野川用水第2発電所 建設進捗状況について>

平成28年度に着手した日野川用水第2発電所の建設工事は、平成30年度に、水車発電機据付と試験運転調整及び附帯工事の全ての工事が完了し、平成31年3月1日に本格運転開始を行いました。日野川用水発電所（1号機）と同様、配水管理と共に適切な運転管理に努めて参りたいと思います。なお、計画年間売電収入は、約4,000万円（税込）を見込んでいます。



▲水車据付工事



▲配管据付工事



▲付帯工事（舗装工）



▲水車発電機制御盤

## 国営造成施設管理体制整備促進協議会 日野川用水土地改良区総代研修

平成30年10月31日（水）に三重県の三重用水土地改良区へ総代及び関係市町職員40名が参加して先進地視察研修を行いました。

現地では、限られた水資源の有効利用と効率的な用水供給について学びました。今回の研修を生かし維持管理及び運営等の参考にしていきたいと考えています。



▲研修の様子



# 日野川用水食農体験学習塾 「水と緑のふれあいフェスタ'18」開催

平成30年10月18日（木）に、日野川用水の機能や「水」の大切さ、土地改良区の果たしている役割について理解を深めてもらうため、日野川用水食農体験学習塾「水と緑のふれあいフェスタ'18」を開催しました。学習塾には、鯖江市東小学校の4年生64名が参加し、榑谷ダムや八乙女頭首工、上水道処理施設の日野川地区水道管理事務所を見学しました。午後からは、水管理システムとパイプラインによる自然圧の噴水を見学し、お米を使った「ポン菓子」作りを体験しました。



▲自然圧の噴水体験

## お知らせ

### ◆組合員の資格得喪届の通知義務と権利義務の継承

地区内の土地について売買等による権利変動があった場合、法律（土地改良法第43条）により、組合員たる資格の得喪者に通知義務を課しております。

また、その土地に賦課金の滞納があった場合は、新たな資格取得者にその権利義務が継承されることが法律（土地改良法第42条第1項）に規定されています。ご確認のうえ資格得喪の届出と権利義務の承継をお願いします。

### ◆年度末における申請書類の提出期限について

賦課基準日は毎年4月1日となっておりますが、各申請の受付締切は**毎年2月20日**です。これは新年度の賦課台帳を作成するにあたり、賦課組合員・賦課面積を確定することが必要となるためです。それ以降の申請につきましては、新年度途中での変更はできないため提出期限内の申請をお願いします。

（組合員資格得喪通知書・農地転用等の通知書・地区除外申請書）

### ◆事務局組織



▲伊藤嘉高氏

本年3月31日付で佐々木管理課長が退職されました。4月1日より、鯖江市役所を退職された鯖江市小泉町の伊藤嘉高氏が管理課長補佐（財産管理担当）に就任しました。今後とも宜しく申し上げます。

#### 求人案内

日野川用水土地改良区では、管理課の人員として経験のある方を募集しております。

## 土地改良区からのお願い

### 令和元年度賦課金について

#### <納入期日>

1期分 令和元年6月30日  
 経常賦課金 全区域 10アール当り 1,350円  
 (国営地区も含む)

2期分 令和元年12月15日  
 特別(事業)賦課金 県営中央地区 10アール当り 1,090円  
 県営右岸地区 // 1,790円  
 県営左岸地区 // 1,580円

賦課金の完納に御協力をお願いします。



分割納付される方は、2期分の納付書を12月まで大切に保管して下さい。

納期が過ぎると延滞金がかかります

— 賦課金は土地改良区の健全な運営の基本です —

※賦課金の口座振替業務を管内の農協で行っており全期前納も可能です。

自動口座振替をご利用の方は、**納期前には必ず残高の確認**をお願いします。

※経常賦課金……土地改良区の運営費及施設の維持管理費 特別賦課金……事業負担金

## こんな時には必ず届け出を

(届出がない場合には従前の人に賦課金がかかります。)

### 組合員の資格等に変更があった場合

- ◎農地の移動 (売買・賃貸借・交換等)
- ◎農業者年金等による経営委譲
- ◎生前一括贈与または死亡による名義変更
- ◎住所、振替口座等の変更

### 農業振興地域を除外したい場合

- ◎土地改良区の地区内で農業振興地域除外の申請を各市町の農業委員会へ提出した時

### 農地を転用したい場合

- ◎田んぼを宅地等への転用
- ◎公共用地(道路等)買収による転用

※農地を転用する場合は、転用決済金(地区除外決済金)を納付して頂くことになっていますが、**申請は、毎月20日までに**提出願います。

申請書様式はホームページからもダウンロードできます。

### 令和元年度地区除外決済金

国営直接区域	10アール	31,000円
県営中央地区区域	//	37,400円
県営右岸地区区域	//	41,100円
県営左岸地区区域	//	42,400円

農地は食料を生産し環境を維持する大切な土地です。

**みんなで農地を守りましょう!**

ご意見・お問い合わせは当土地改良区まで  
 (☎0778-21-3311)

### 中央管理所への案内図

